

しまね
女性活躍
応援企業



誰もが働きやすく、女性が活躍できる

女性活躍のための働きやすい 環境整備支援事業費補助金

女性が活躍でき、「仕事」と「生活」を両立できる職場環境づくりを応援します!

令和5年度第1回

「ステップアップコース」が新しく
できました! 過去に補助事業を実
施された企業等も申請できます!

申請募集中!



対象

「しあね女性の活躍応援企業」かつ「しあね子育て応援企業（こころカンパニー）」で従業員100人以下の企業等

補助対象事業

一般事業主行動計画（女性活躍推進法^{※1}、次世代法^{※2}）に基づく一般事業主行動計画または両法律に基づく一体型の一般事業主行動計画）に記載された数値目標に係る取組を実施するために必要な事業

※1…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※2…次世代育成支援対策推進法

～取組の例～

補助金コース名	①女性活躍推進のための取組	②仕事と生活の両立のための取組
施設・設備整備コース （ハード事業）	・女性用休憩室の整備 ・女性用トイレの整備 ・身体的負担軽減のための設備整備等	・キッズスペースの整備 ・テレワーク環境の整備 ・授乳室・搾乳室の整備 ・省力化・効率化を図る設備の導入等
人材育成コース （ソフト事業）	・女性のスキルアップのためのセミナー開催 ・女性管理職登用のためのコンサルティング等	・男性の育児休業取得促進のためのセミナー開催 ・時間外削減のためのコンサルティング等

NEW

ステップアップコース

これまでに補助事業を実施した企業等が、仕事と生活の両立のための取組（上記②）をさらに進める場合に、再度補助金を活用することができます！

※ただし、次のいずれかの制度を就業規則に導入している場合に限りです。

- (1) 時間単位の年次有給休暇制度
- (2) 育児短時間勤務制度

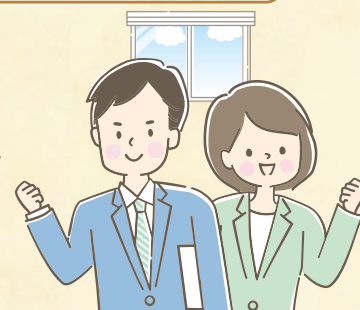
※小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる制度である必要があります。また、フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度でも可。

- (3) 不妊治療のための休暇制度

仕事と生活の両立に係る取組を推進するため、新たに補助金コースを追加しました！

補助対象経費

施設・設備の工事費、謝金、旅費、委託料（外部コンサルティング費用等）、会場使用料、研修会等受講料等



補助対象事業費

- ・「施設・設備整備コース」及び「人材育成コース」（合計）：300千円～2,000千円（税抜き）
- ・ **NEW** ステップアップコース：300千円～2,000千円（税抜き）

補助率

- ・ 小規模企業又は中山間地域・離島の中小企業等：2/3（200千円～1,333千円）
- ・ 上記以外の企業等：1/2（150千円～1,000千円）

キッズルーム兼授乳（搾乳）室を整備しました！



この補助金を活用することで、経営者として思い描いていた「女性社員が働きやすい職場環境」を整えることができました。子どもを遊ばせながら育児の情報交換で会話が花が咲いている様子を見たり、授乳(搾乳)で利用した従業員の声を聞くと、このスペースを作ったよかったと思います。

社内とはいえ、仕事を離れたわずかな休憩時間の歓談の中で互いの信頼関係が深まり、その延長で仕事上にも良い影響を及ぼすようになりました。



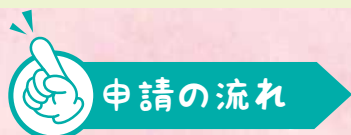
代表取締役
福田 博さん



宮地郁乃さん

私は産休・育休から昨年の夏に職場復帰しましたが、この部屋ができたおかげで、人目を気にすることなく搾乳ができ、体に無理なく仕事に取り組むことができました。

また、風邪回復後で子どもは元気だけど保育園を休まないといけない時などに、少しの時間、子どもと一緒に仕事に来るなど、柔軟な働き方ができるようになりました。



申請の流れ

労働者100人以下の県内企業等

※労働者101人以上の企業等、県外に本社のある県内事業所は補助金の対象外です。

一般事業主行動計画の策定・届出(労働局へ)

「しまね女性の活躍応援企業」「しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)」申請(県へ)
しまね女性の活躍応援企業登録要綱、しまね子育て応援企業認定要綱に定める書類を県に提出して下さい。

「しまね女性の活躍応援企業」登録かつ「こっころカンパニー」認定

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金申請(県へ)

補助事業の実施

誰もが働きやすく、女性が活躍する職場環境の実現!

詳しくはHPをご確認ください!




募集締切

令和5年
6月30日(金)


17時必着

島根県は仕事と生活の両立・女性の活躍に取り組む企業を応援します!

しまね
女性の活躍
応援企業

 女性の能力と発想を
企業の力に!

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、企業・団体の魅力アップを応援します。

 仕事と生活の両立を
支援します!



「仕事と生活の両立支援」に積極的に取り組む企業を「こころカンパニー」として認定し、両立が図られる職場環境づくりを推進しています。



登録までの流れ

1

行動計画を立てましょう

- 県内に本社のある企業
→ 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）の策定・届出（労働局へ）
- 県外に本社のある県内企業（本社で一般事業主行動計画を届け出ている必要あり）
- 5者以上の民間事業主で構成する団体
→ 県版行動計画の策定

一般事業主行動計画（次世代法）の策定・届出（労働局へ）

（県外に本社がある企業については、本社で届出をされた一般事業主行動計画で申請が可能です。）

※（女性活躍推進法・次世代法一体型の行動計画でも可）

一般事業主行動計画の策定？ どのような手続きをしていいかわからない場合

島根県商工会議所連合会・各商工会議所
TEL (0852) 32-0507

島根県商工会連合会・各商工会
TEL (0852) 21-0651

島根県中小企業団体中央会
TEL (0852) 21-4809

女性活躍推進法や次世代法に基づく行動計画がいずれも未策定の場合のみ、無料のアドバイザー派遣制度があります（こころカンパニー登録に必要な、就業規則の作成は含みません）

2

島根県へ申請しましょう

登録するとこのような優遇措置があります

1

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金を活用できます。

2

県の建設工事入札参加資格審査での加点があります。

3

県の物品調達等において、指名競争入札の指名先や随意契約の際の見積先に含まれ、受注の機会が増えます。

4

県のまち・ひと・しごと創生資金において低利の融資が受けられます。

問い合わせ先

島根県政策企画局女性活躍推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5463 FAX:0852-22-6155 E-mail:josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

URL:https://www.pref.shimane.lg.jp/josei_katsuyaku/

島根県 女性活躍推進課

検索